

会社の味方！戦う社労士の



労働保険事務組合北海道経営者協会
事務局 〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10STUDIO 7-305
TEL 011-598-9203・FAX 011-598-9206
mail: sapporo@kyodo-keiei.co.jp

西田労務経営事務所
札幌センター 社会保険労務士 西田 雄二
〒003-0834 札幌市白石区北郷4条11丁目5-6-202
TEL 011-872-2702・FAX 011-872-2704

残業上限「60時間」？

政府は「働き方改革」で、これまで事実上青天井になっていた長時間労働に制限を設け、残業時間の上限を年間720時間、月平均60時間とする方向で調整に入った。忙しいときには月最大100時間、2ヶ月の平均80時間までの残業は認める、という方向で今後協議が行われていく。

残業の上限違反には罰則が・・・

現行の労働基準法では、労働時間の上限を「1日8時間」「1週間40時間」と定めている。ただ、労使が協定を結んだ場合は、その協定の範囲内で残業をさせることが認められている。

その労使の協定が問題となっている。この協定には「特別条項」というものを付することができ、その「特別条項」によっては年6ヶ月までは残業を「青天井」でさせられる、というものになっている。

この特別条項による長時間残業がいわゆる「過労死ライン」(*)を超えて残業させる温床となっているものの、長時間残業を設定することに罰則はないため過労死の原因と指摘されていた。

このため政府は、労働基準法を改正し、残業時間の上限を原則として「月45時間」「年間360時間」と規定し、企業の繁忙期に対応できるよう、「月最大100時間」「2ヶ月の月平均80時間」に残業を認めつつ、「年間720時間」「月平均60時間」に抑えるよう義務づけ、違反に対しては罰則を科していく方針だ。



※「過労死ライン」
過労死と労災認定される認定基準のことをいう。
1ヶ月 100時間
または
2～6ヶ月の月平均 平均80時間

※ご相談、ご不明点は担当者までお問合せ下さい。

お知らせ

1. 顧問料変更のお知らせ

今年度顧問料が算定の結果、改定になる事業所様に「お知らせ」を同封しておりますのでご確認ください。

2. 雇用保険料改定のお知らせ

平成29年4月分賃金より、雇用保険料率が下記の通り改定されています。詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

- 一般の事業 1000分の4 → 1000分の3
- 建設の事業 1000分の5 → 1000分の4

3. 労保年度更新、社保算定届出について

労働保険の年度更新の時期となり、事業所様へは平成28年度確定と平成29年度概算の保険料申告書が届きます。また、社会保険加入事業所の方は、労働保険の年度更新と合わせて社会保険の算定の届けを行いますのでよろしくお願い

★西田労務経営事務所はおかげさまで20周年★



春夏秋冬 『20年目の決意！！』

今の時代あらゆる「ニセ者」との戦いの社会だ。

つい先日復興大臣が自ら担当する東北の被災地を指して「あっちの方」だから良かった。とって物議をかもし、即刻辞任に追い込まれた。その前から不倫や暴言、更に不正などで問題にされる議員らは後を絶たない。いや、それは政治に限った話ではない。身近な業務においても例えば当方の経験で言えば、役所の窓口ではのうのうと担当者が根拠のない指摘を繰り返し、我々の権利を不当に奪っているし、取引業者は初めは偉そうに「専門」家を謳いながら、いざ不具合が起きると知識も誠意もなく、下手をすれば原因をこちらになすりつけ責任転嫁される始末だし、社内は社内で何の資格も実績もないキャリアが下の者が対等に者を言い、逆に説教をしてくるほどだし、さらに何士でもない自称「コンサルタント」はただ能書きだけ集めた全く使えない「システム」に法外な料金を請求し、暴利をむさぼっているし、何もかもがでたらめで、いい加減愛想が尽きてしまいます。

でも、それでも我々はあきらめ、さじを投げるわけにはいかず、これで終わってしまえば何のために存在しているのか、その意義さえ失ってしまいます。

我々の事業は決して「金儲け」ではなく、「世直し」「人助け」をモットーに創業以来取り組み、それは今後も永遠に変わることはない。行政から、業者から、社員から日々悩まされている顧客経営者の方のために、これからも力強く「ニセ者」と戦い続けることを20年目の決意と致します。

●70歳以上医療費負担増●

住民税払う年収370万円未満も

70歳以上が支払う医療費の自己負担上限(月額)が引上げられそうだ…。

現在医療費は「高額療養費制度」により収入に依りて毎月の自己負担限度額の上限が定められている。上限を超えた分は公的な医療保険が負担する仕組みで、医療費の負担が重くなりがちな70歳以上は70歳未満より上限が低く設定されている。

今回の見直しは、一定の収入がある高齢者に負担増を求めるもので、住民税を支払っている所得層も引上げ対象に加えられている。

引上げ幅は、

年収約370万円未満	現在	4万4400円
	→	5万7600円

となる。医療機関を受診している方にとっては大幅な増となる。

また、高齢者は外来受診の回数が多いため、70歳以上には個人毎に使った外来医療費の月額上限

●事務所移転について●

平成29年2月27日より業務拡大に伴い、順次事務所を移転いたします。書類の郵送は当面転送されますが、皆様におかれましては住所登録の変更をお願い申し上げます。お手数おかけいたしますが、心機一転より良質なサービスの提供に参りますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

旧住所 → 札幌市白石区南郷通11丁目南1-11 イレブン南郷202

新住所 → 札幌市白石区栄通7丁目1-10 STUDIO7 305

※電話番号・FAX番号・携帯番号及びメールアドレスに変更はございません。